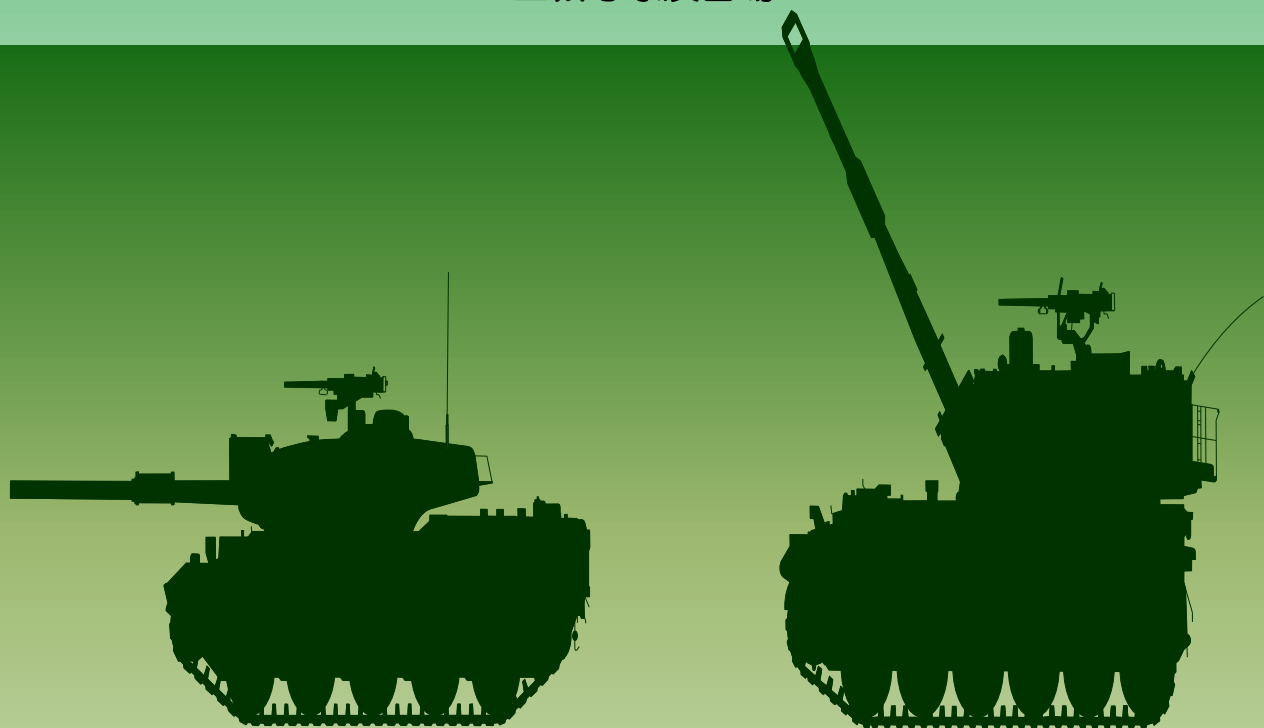


演習場周辺における 移転措置事業について



～ご存じですか？～

王城寺原演習場



東北防衛局

はじめに

防衛省では、演習場周辺の一定の区域を対象に、皆様のご希望に応じて、建物等（建物、立木竹、その他土地に定着する物件）の移転又は除却の補償及び土地の買入れ（これらを「移転補償等」といいます。）を行っております。

このパンフレットは、皆様に移転補償等の内容と申請の手続き等を知っていただくため、その内容をわかりやすくご紹介するものです。

もくじ

1	移転措置事業とは	2
2	移転補償等の手続き	5
3	よくあるご質問	7
4	関係法令	11
5	移転補償区域図	12
6	相談窓口となる国の機関	12



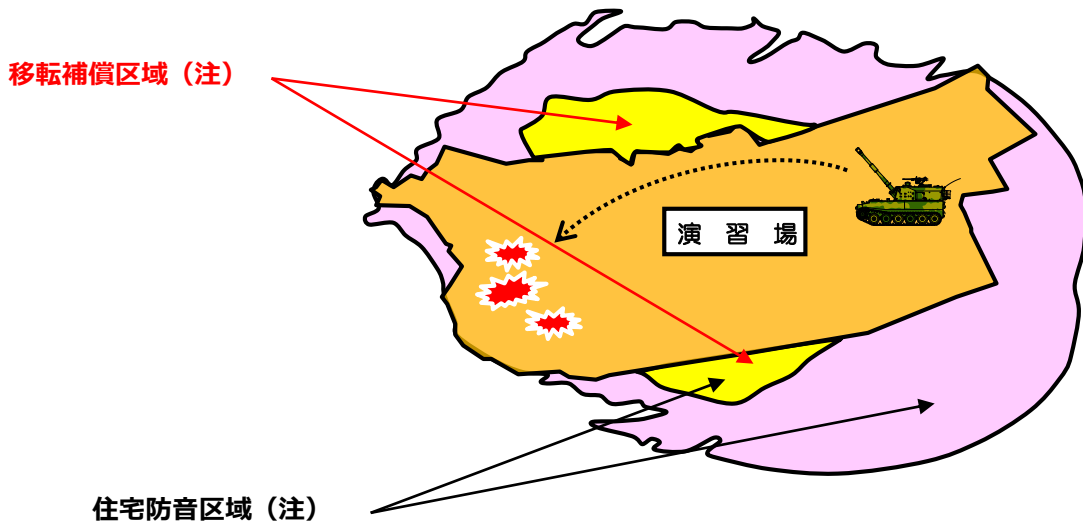
1 移転措置事業とは

1 移転補償等の対象区域

移転補償等の対象となる区域は、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃などの頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、移転補償区域といいます。

移転補償等は、この移転補償区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものです。

移転補償区域等概念図



注 演習場の周辺で砲撃音騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定めています。

住宅防音区域：Lcden（※）81（WECPNL75相当）以上の区域

移転補償区域：住宅防音区域内で、Lcden89（WECPNL90相当）以上の区域

※ Lcdenとは「Day Evening Night Average C Weighted Sound Pressure Level」（C特性時間帯補正等価音圧レベル）の略で、砲撃音騒音の「うるささ」を表す単位です。

航空機騒音の評価方法にならい、1日に発生した砲撃音の総エネルギー量を1日で平均し、砲撃音の特性である衝撃性や低周波の影響の補正を行ったものです。

◇ 演習場の対象区域を示した地図は、東北防衛局でご覧いただけます。

2 移転補償等の対象及び内容

(1) 建物等の移転補償について

移転補償区域の指定のときにその区域内に所在する建物（建替建物及び増築建物（※1）を含みます。）等が補償の対象となり、補償の内容は以下のとおりです。

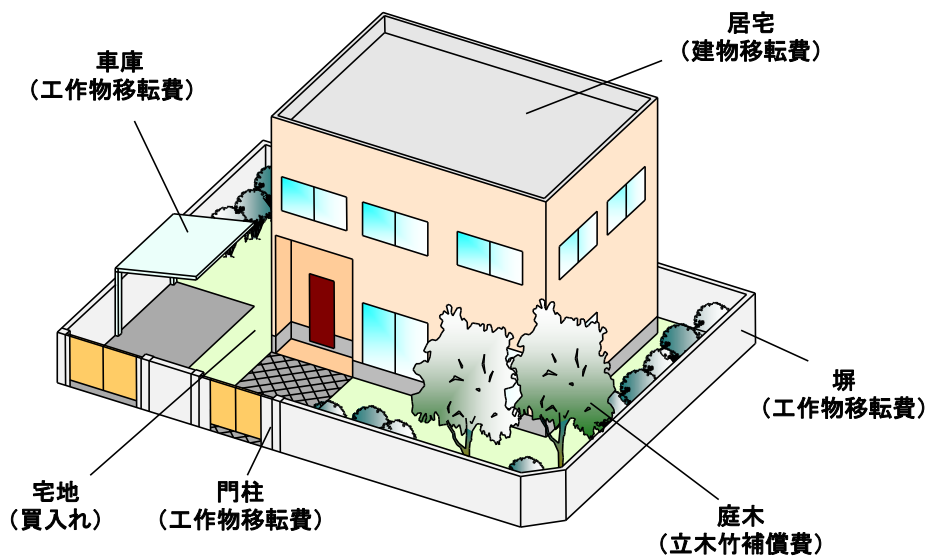
区分	補償の内容	
建物	建物移転費	居宅、附属家、事務所等の移転費を補償します。
立木竹（※2）	立木竹補償費	庭木等の移植費又は伐採補償費を補償します。
工作物（※2）	工作物移転費	門柱、塀、車庫等の移転費を補償します。
動産	動産移転費	屋内動産（家具、衣類等）、一般動産（自転車、農機具等）の運搬費を補償します。 また、補償の対象となる建物に借家人等が居住するときは、借家人等に対しても動産移転費を補償します。
その他	移転雑費等	移転雑費（法令上の諸手続経費、就業不能補償、先地選定費、移転通知費等）や移転期間中に営業を休止する場合の損失額等を補償します。

※1 建替建物については、老朽化等により建て替えられた建物であって、移転補償区域の指定のときにその区域内に所在している建物の建て替え前後において、所有者及び用途がそれぞれ同一であるものに限りま。

また、増築建物については、経年の生活様式の変化により増築された建物であって、移転補償区域の指定のときにその区域内に所在している建物と用途上不可分の関係にあるもの（例えば、子供の成長に伴い増築された子供部屋など）に限りま。

※2 移転補償区域における立木竹及び工作物については、建物と一体として利用されているものに限りま。

移転補償等概念図



(2) 土地の買入れについて

移転補償区域内に所在する以下の土地が買入れの対象となります。

区分	買入れの対象
宅地	移転補償区域の指定のとき、宅地である土地
附帯農地（※1）等	建物等の移転補償を受けた者が、建物等の移転に伴い、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地
圃地（※2）等	上記以外の土地で、国がその土地の隣接地を買い入れることにより、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地

※1 従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地をいいます。

※2 移転補償等の進捗に伴い、四方が国有地となり、農耕することや維持管理することが著しく困難となる土地をいいます。

◇ 附帯農地等の買入れを希望される場合は、原則として、受付期限までに希望届を提出していただく必要があります。

詳しくは、8ページの「よくあるご質問」Q6をご覧ください。

3 移転先地の公共施設整備の助成

多くの方々がまとまって同一の地区への移転を希望され、その移転希望先地において、道路、水道及び排水施設などの公共施設の整備が必要な場合には、その整備を行う地方公共団体等に対して助成を行っています。

移転先地整備概念図



2 移転補償等の手続き

(1) 建物等の移転補償の手続きについて

電話等による移転等の申し出

12ページの「相談窓口となる国の機関」までお申し出下さい。その際、お申し出のあった建物が、移転又は除却（以下「移転等」といいます。）の補償の対象となるかあらかじめ確認させていただきます。

移転補償等希望届の提出

所有者から国に移転補償等希望届を提出していただきます。

現地調査（物件確認）

国が建物等の現況を確認します。
※所有者の立会いが必要になります。

建物の所有権、建築時期等を証する書類（登記事項証明書、資産証明書など）が必要になります。

予算額の要求

国の予算編成の中で、必要な金額を要求します。

専門業者による調査等

国と契約した専門業者が建物等の調査等を実施します。
※所有者の立会いが必要になります。

予算額の決定

専門業者による調査等の結果を踏まえ、国が予算額を決定します。

移転等補償申請書の提出

所有者から国に移転等補償申請書を提出していただきます。

建物等調書の作成

所有者と建物等の現況を確認の上、国が建物等調書（移転等補償申請のあった建物等を確認したことを証明する書類）を作成します。

移転等補償額算定調書の作成

国が移転等補償額算定調書（移転等補償額を算定する書類）を作成します。

移転等同意書の提出

国が提示した補償額で移転等することに同意する場合には、所有者から国に移転等同意書を提出していただきます。

移転等補償契約の締結

所有者と国が移転等補償契約を締結します。

移転等完了届の提出

所有者は移転等補償契約により定めた期限までに移転等を実施し、移転等が完了した場合には、国に移転等完了届を提出していただきます。

現地調査（完了確認）

建物等が除却されたこと又は移転補償区域以外の場所へ移転されたことを国が確認します。
※所有者の立会いが必要になります。

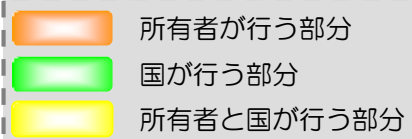
移転等補償金の請求

所有者から国に移転等補償金の請求書を提出していただきます。

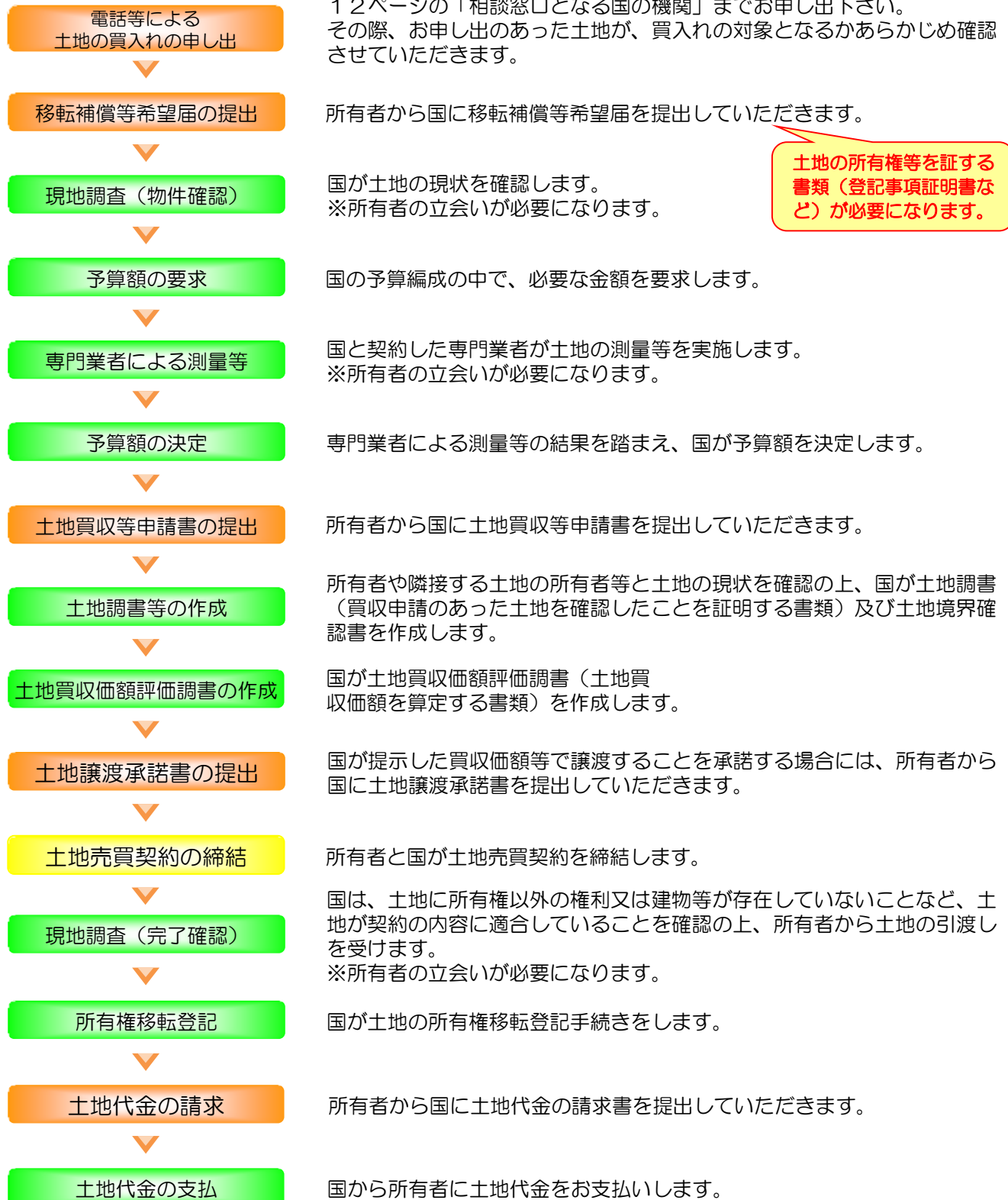
移転等補償金の支払

国から所有者に移転等補償金をお支払いします。

◇ 事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能ですので、希望する場合は、国に申し出てください。



(2) 土地の買入れの手続きについて



◇ 事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能ですので、希望する場合は、国に申し出てください。

3 よくあるご質問



Q1

私の家は移転補償の対象となりますか？

移転補償区域内に所在し、かつ、演習場ごとに決められた時期（移転補償区域の指定年月日）までに建築されていれば対象となります。

その家が移転補償区域内に所在しているかについては、東北防衛局に置かれている地図で確認できます。

詳しくは、東北防衛局にお問い合わせください。



A1



Q2

建物を建て替えた場合、移転補償の対象となりますか？

老朽化等の理由により、移転補償区域の指定のときにその区域内に所在している建物を移転補償区域の指定後に建て替えた場合には、建て替え前後における所有者及び用途がそれぞれ同一であるものが対象となります。

また、上記内容を確認するための公的書類等が必要となります。



A2



Q3

建物を増築した場合、その増築部分も補償対象となりますか？

経年の生活様式の変化により、移転補償区域の指定のときにその区域内に所在している建物が移転補償区域の指定後に増築された場合には、その建物と用途上不可分の関係にあるもの（例えば、子供の成長に伴い増築された子供部屋など）が対象となります。



A3



Q4

家の敷地も売りたいのですが、買入れの対象となりますか？

移転補償区域内の土地については、移転補償区域の指定のときに宅地であった土地が対象となります。



A4



Q5

移転したいのですが、どうすれば良いですか？

また、建物のみ、土地のみという場合でも大丈夫ですか？

まずは、東北防衛局にお問い合わせください。

移転補償等の対象となる場合、「移転補償等希望届」に必要事項を記載の上、東北防衛局へ郵送又は電子メールで提出していただきます。（宛先は、「移転補償希望届」に記載されています。）

「移転補償等希望届」は、東北防衛局のホームページに掲載しています。（東北防衛局にもあります。）

また、建物のみ、土地のみという場合でも移転補償等を受けられます。



A5



Q6

移転補償区域内に、自宅のほか農地を持っていますが、この農地も買入れてもらえるのでしょうか？

まずは、東北防衛局にお問い合わせください。
買入れの対象となる場合、「移転補償等希望届」に必要事項を記載の上、東北防衛局へ郵送又は電子メールで提出していただきます。（宛先は、「移転補償等希望届」に記載されています。）
「移転補償等希望届」は、東北防衛局のホームページに掲載しています。（東北防衛局にもあります。）
ただし、附帯農地等（4ページ参照）の買入れに係る「移転補償等希望届」については、原則として、以下の期限までに提出していただく必要があります。

- 平成24年12月19日以降に建物等の移転等補償契約を締結した方の受付期限
→建物等の移転等補償契約締結日の翌日から5年を経過する日
- 平成24年12月19日より前に建物等の移転等補償契約を締結した方の受付期限
→平成29年12月19日

なお、次の事情により「移転補償等希望届」を受付期限までに提出できなかった場合は、それぞれの項目に定める書類の提出があれば、受付期限後も「移転補償等希望届」を受け付けることができる場合がありますので、東北防衛局へご相談ください。

- 相続権者間での遺産分割協議中による所有権の未確定
→遺産分割協議書及び登記事項証明書
- 所有者の傷病又は入院
→診断書又は入院期間を証明する書類
- 代替農地の土地改良
→代替農地の登記事項証明書及び土地改良に関して農業委員会等が証明する書類
- その他社会通念上やむを得ないと認められる事情
→当該事情に応じて必要と認められる書類



A6



Q7

「移転補償等希望届」を提出するにあたって、必要な書類等がありますか？

建物等の移転補償を希望される場合は、「建物の所有権、建築時期等を証する書類（登記事項証明書、資産証明書など）」が、土地の買入れを希望される場合は、「土地の所有権等を証する書類（登記事項証明書など）」が必要となります。



A7



Q8

「移転補償等希望届」を提出したら、いつ頃補償が受けられるのですか？

移転補償等の時期については、国の予算状況や希望数等により変わるため、はっきりしたことは申し上げられませんが、予算を要求する関係上、基本的には「移転補償等希望届」を提出した年度の翌々年度となり、これを一つの目安とお考え下さい。
移転補償等の手続時期が近づきましたら、東北防衛局からご連絡させていただきます。



A8



Q9

「移転補償等希望届」を提出したら、必ず移転しなければいけないのですか？

ご病気やお仕事の都合等様々な事情により移転できなくなる場合もありますので、必ず移転しなければいけないというものではありません。
このような場合は、東北防衛局までご相談ください。



A9



Q10

どのような内容の補償を受けられるのですか？また、建物等の移転補償額はどのように算定するのですか？

建物等の移転補償額の算定方法や内容は以下のとおりです。

建物等の移転補償額 = 建物移転費 + 立木竹補償費 + 工作物移転費 + 動産移転費 + 移転雑費 + その他の通常生ずべき損失

- ①建物移転費
建物の耐用年数と経過年数に応じて算定した建物の現在の価値額や建物の取り壊し費用等
- ②立木竹補償費
庭木類の移植費等
- ③工作物移転費
門柱、塀、車庫等の移転費（建物移転費に準じて算定）
- ④動産移転費
家財道具や農機具等の荷造り運搬費
- ⑤移転雑費
移転先地の選定費、住民登録等の手続費等
- ⑥その他の通常生ずべき損失
移転期間中に営業を休止する場合の損失額等

詳しくは東北防衛局にお問い合わせください。



A10



Q11

土地の買収価額はどのように算定するのですか。

土地の買収価額は、専門業者による不動産鑑定評価の結果を踏まえて、正常な取引価格として算定します。



A11



Q12

「移転等補償契約」や「土地売買契約」を行ったあとは、何をすれば良いのですか？

契約書に定める期限までに、建物等を解体撤去し、土地を更地にしていただきます。
また、その建物に居住している場合には、当該期限までに移転補償区域外に転居していただく必要があります。



A12



Q13

移転した場合、税の控除が受けられると聞いたのですが、何か特別な措置があるのですか？

移転措置事業による移転等補償金や土地代金の譲渡所得については、課税の特例や特別控除を受けることができます場合がありますので、詳しくは税務署等にご相談下さい。



A13



このほかにもご質問等ありましたら、お気軽に東北防衛局までお問い合わせください。

4 関係法令

1 演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第111号）（抄）

（移転の補償等）

- 第1条 地方防衛局長は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。次条において「法」という。）第2条第1項に規定する自衛隊等（以下この項において「自衛隊等」という。）が使用する北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）、矢臼別演習場、王城寺原演習場、北富士演習場、東富士演習場、饗庭野演習場及び日出生台演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が別に指定する区域（以下この条において「移転補償区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物及び建物と一体として利用されている立木竹その他土地に定着する物件（以下この項において「建物等」という。）の所有者が当該建物等を移転補償区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。
- 2 地方防衛局長は、移転補償区域に所在する次の各号に掲げる土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- （1） 宅地（前項の規定による指定の際宅地であるものに限る。）
 - （2） 前項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地
 - （3） 前2号に掲げる土地以外の土地で、国が当該土地の隣接地を買い入れることにより、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地
- 3 地方防衛局長は、地方公共団体その他の者が移転補償区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（移転補償等の実施）

- 第2条 演習場の周辺地域における移転の補償等の実施に関しては、法第5条の規定に基づく移転の補償等の例による。

2 【参考】防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抄）

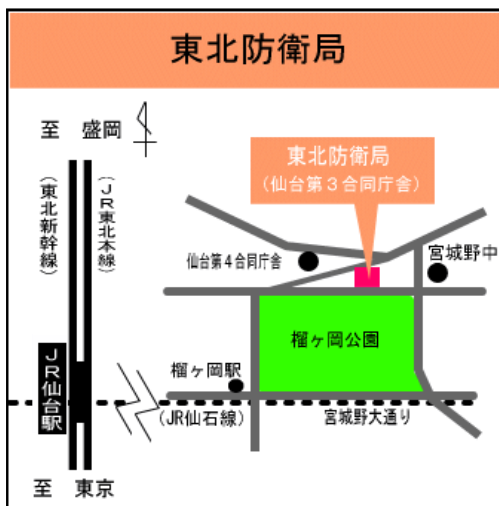
（移転の補償等）

- 第5条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。
- 2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

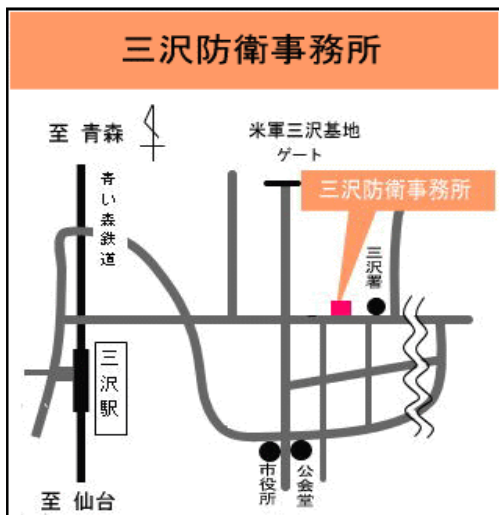
5 移転対象区域図

王城寺原演習場における移転補償区域の指定の日及び区域の具体的な範囲については東北防衛局において地図により確認できます。

6 相談窓口となる国の機関



〒983-0842
宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15
仙台第3合同庁舎
東北防衛局 企画部 防音対策課
TEL 022-297-8216
URL <https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>



〒033-0012
青森県三沢市平畑1-1-31
三沢防衛事務所
TEL 0176-53-3118

